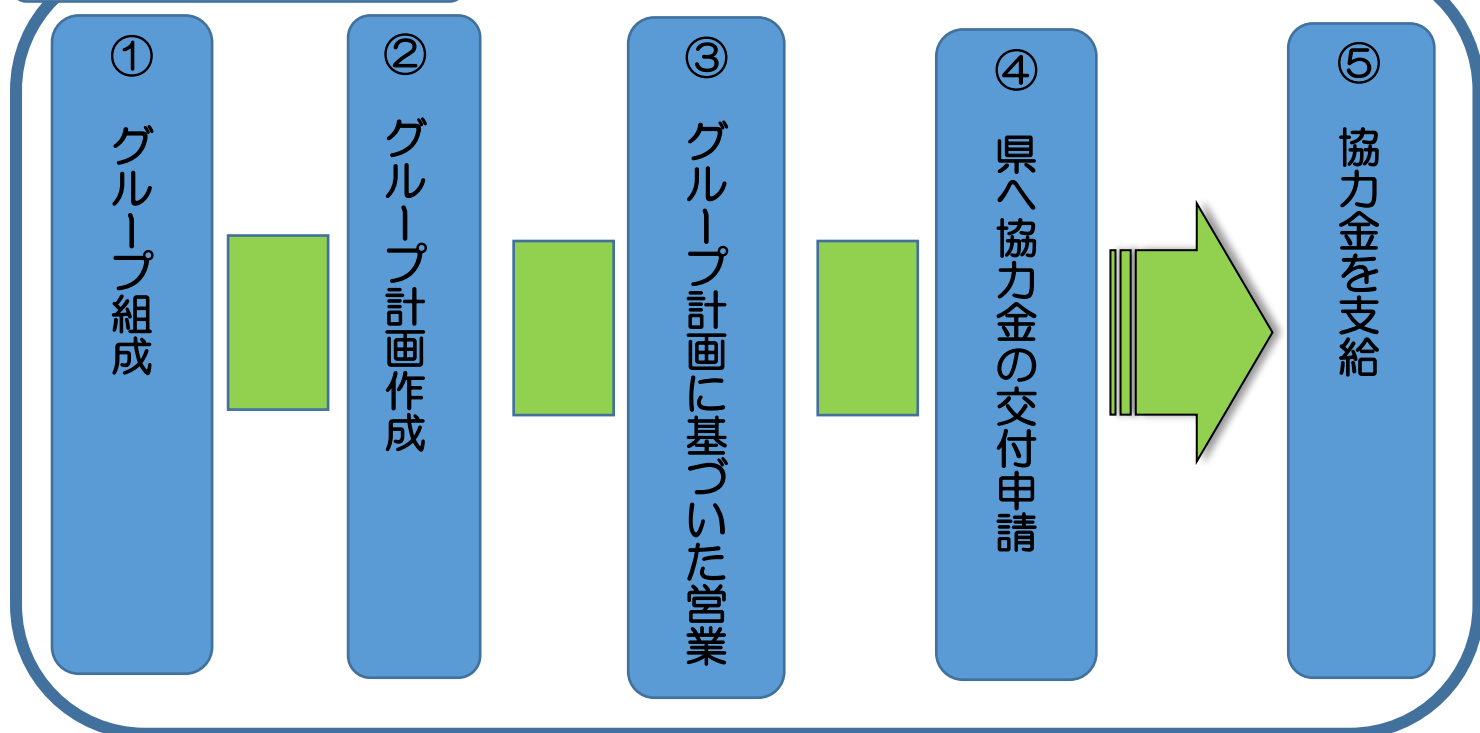


## 愛媛県商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

新型コロナウイルスに係る「緊急事態宣言」が全国に拡大されたことを踏まえ、商店街等の事業者が県民の生活に必要な商品やサービスの供給を維持するにあたり、商店街等の混雑緩和策を適切に講じる工夫を行う商店街振興組合、商工会議所、商工会のいずれかが代表するグループに対し、協力金（10万円）を支給します。

対象者	商店街振興組合、商工会議所又は商工会が代表者となり、商店街及びその周辺に店舗を有する10以上の事業者で構成したグループ（休業要請の対象店舗は除く。）
協力金	10万円（1グループあたり） ※グループ代表者に支給
実施期間	令和2年5月1日（金）～31日（日）までの間の連続する10日以上の日
実施内容	グループを組成し、構成員と協議の上、商店街の混雑緩和のために実施する計画を作成する。代表者は、計画の作成に当たっては、下記の内容を含んだ計画としないといけない。 ○ 構成店舗によるローテーション営業 ○ 構成店舗の利用客が増加した場合における入店制限等の混雑緩和策

### 手続きの流れについて



（お問い合わせ先）新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口  
TEL：089-909-3842

期間：4月30日～5月31日 9：00～18：00（土、日、祝日含む）